



平成26年 5 月13日

各 位

会 社 名 株式会社 名古屋銀行
代表者名 取締役頭取 中 村 昌 弘
(コード番号：8522 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 杉 田 尚 人
(T E L . 052-951-5911)

退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当行は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止をすることを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 96 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行うもので、役員の業績向上と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とします。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任後に支払う予定です。取締役及び監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

(2) 株式報酬型ストックオプションの導入について

当行の取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることとし、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当行の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限は、別紙「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容」のとおりです。

以上

<別紙>

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当行が、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権は、4,000個を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内の範囲で、取締役会において定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けたものは、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以上